

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	白 田 伸 次
登録番号又は法人番号	第 8 9 3 5 0 9 9 6 号
所属する単位会	山口県行政書士会
事務所名称	白田伸次行政書士事務所
事務所所在地	宇部市大字西岐波 2 5 2 1 番地 3
処分年月日	平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日
処分内容（種類）	廃業の勧告、本処分決定の日から 2 年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>平成 2 3 年 1 1 月頃から平成 2 6 年 4 月頃までの間、事務所等において、弁護士でも司法書士でもなく、且つ法定の除外事由がないにもかかわらず、報酬を得る目的で、7 名の者から依頼を受けて多数の訴状等裁判所に提出する書類や検察庁に提出する多数の告訴状を作成した（当事者から提出された訴状等の写しは 5 0 通を超える。）。</p> <p>そして、これらの者の一部から報酬を受け取っている。これは、弁護士法第 7 2 条ないしは司法書士法第 7 3 条に違反する。</p> <p>従って、行政書士法第 1 0 条の規定に違反し、行政書士の信用及び品位を害する行為を行ったといえる。</p> <p>よって、上記各行為は、行政書士法第 1 4 条並びに山口県行政書士会会則第 5 3 条第 1 項の規定の「行政書士にふさわしくない重大な非行」に該当するといえる。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 1 0 条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 1 4 条</p> <p>行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>山口県行政書士会会則第 5 3 条第 1 項</p> <p>会員は、法令、本会会則、若しくは山口県知事の処分に違反したとき、又は行政書士にふさわしくない重大な非行があったときは、本章に定める処分を受ける。</p>